

訪問看護ステーション向け オンライン資格確認・オンライン請求の導入に関する説明会

【目次】

- 訪問看護ステーションにおけるオンライン資格確認・オンライン請求の概要について
 - オンライン資格確認とは
 - オンライン請求とは
- オンライン資格確認・オンライン請求 導入までの作業の流れ
- オンライン資格確認導入後の訪問看護における資格確認等の流れ
- オンライン資格確認導入済み施設の公表について
- 導入済施設の事例のご紹介
- 訪問看護ステーションにおけるポスター・リーフレット等について
- ホームページ・問い合わせ先のご案内

- 訪問看護ステーションにおける
オンライン資格確認・オンライン請求の概要について

訪問看護レセプトのオンライン請求・オンライン資格確認

凡例	オンライン請求	:	マーカー
	オンライン資格確認	:	マーカー

- 訪問看護ステーションにおいて、令和6年6月よりレセプトのオンライン請求とオンライン資格確認を開始しました。
- また、令和6年12月2日より健康保険証の新規発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することに伴い、オンライン請求・オンライン資格確認を義務化します。その際、健康保険証の新規発行の終了は、国民の不安払拭のための措置が完了することが大前提であり、医療現場に混乱が生じないよう、安心してマイナ保険証を利用できる環境を実現します。

近時の動き

- 令和5年11月30日 居宅同意取得型のプレ運用開始 ※医療機関・薬局向け
改正請求命令・省令の公布
※ 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部を改正する命令（令和5年内閣府・厚生労働省令第9号）
※ 保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第147号）
- 令和6年1月12日 通知発出
※ 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令及び指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準等の一部改正に伴う実施上の留意事項について
※ 指定訪問看護事業者に係る電子情報処理組織を用いた費用の請求に関する取扱いについて
※ 「オンライン資格確認等、レセプトのオンライン請求及び健康保険組合に対する社会保険手続きに係る電子申請システムに係るセキュリティに関するガイドライン」等の改正について
- 令和6年1月15日 医療機関等向け総合ポータルサイトでの新規ユーザー登録等開始
- 令和6年2月1日 オンライン請求システム／オンライン資格確認等システムへの接続試験・運用テスト等が可能に
- 令和6年6月1日 令和6年度診療報酬改定・介護報酬改定（医療系サービス分）の施行
オンライン請求・オンライン資格確認の開始（請求は7月請求分から）

今後の動き

- 令和6年10月31日 義務化時点で導入できない場合の経過措置の届出〆切（R6.4～）
- 令和6年12月2日 オンライン請求・オンライン資格確認の義務化（請求は12月請求分から）・経過措置

（参考）請求命令・省令改正に伴う取扱いや届出の様式等については、厚生労働省・支払基金HP等において掲載。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190624_00002.html

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html#onsk_gimuka

https://www.ssk.or.jp/oshirase/special_houkanr0601.html

経過措置（オンライン請求・オンライン資格確認）

- 令和6年12月2日時点で、下記のやむを得ない事情がある訪問看護ステーションについては、**令和6年10月31日まで**に、原則として、医療機関等向け総合ポータルサイトに開設する「[届出フォーム](#)」（令和6年4月開設）から、訪問看護ステーションごとに届出を行うことで、期限付きの経過措置の適用を受けることができます。
- やむを得ない事情により導入が間に合わない・できない訪問看護ステーションは、経過措置の届出をお願いします。②のシステム整備中の届出には、システムベンダとの契約日や契約者双方を確認できる契約書・注文書等の添付が必要となります。

やむを得ない事情	期限	オンライン 請求	オンライン 資格確認
① 電気通信回線設備に障害が発生した場合	障害が解消されるまで	○	×
② 令和6年10月末までにベンダーと契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の場合（システム整備中）	システム整備が完了する日まで （遅くとも令和7年6月末まで）	○	○
③ オンライン請求 ／ オンライン資格確認 に必要な光回線ネットワーク環境が整備されていない場合（ネットワーク環境事情）	オンライン請求 ／ オンライン資格確認 に必要な光回線ネットワーク環境が整備されてから6ヶ月後まで	○	○
④ 改築工事中的の場合	改築工事が完了するまで	○	○
⑤ 廃止・休止に関する計画を定めている場合	廃止・休止まで （遅くとも令和7年6月末まで）	○	○
⑥ その他特に困難な事情がある場合 ※ 常勤の看護職員その他の従業者の年齢が、平成30年3月31日において、いずれも65歳以上（令和6年3月31日現在において、いずれも71歳以上）である場合 【介護保険における オンライン請求 の経過措置と同じ】 ※ ①～⑤の類型と同視できるか個別判断	特に困難な事情が解消されるまで	○	○

※ ①電気通信回線設備に障害が発生した場合等に**オンライン請求**のみの経過措置の届出を行う場合には、総合ポータルサイトから提出するのではなく、紙媒体の猶予届出書を、請求と同時に、都道府県の支払基金及び国保連の両方に提出すること。

<参考> 経過措置の届出様式

(別添)

オンライン請求及びオンライン資格確認導入の猶予届出書

様式

I. 訪問看護ステーションの基本情報

① 名称			
② 電話番号	-	-	
④ 所在地	〒		③ 保険機関コード
	(都道府県)		都道府県番号 点数表番号 指定訪問看護ステーションコード(7桁)

II. 届出内容

⑤ 経過措置の届出を行う内容

ア. オンライン請求とオンライン資格確認の両方(⑥の猶予類型も共通)
 イ. オンライン請求のみ
 ウ. オンライン資格確認のみ

⑥ 該当する経過措置の猶予類型

- 第1号: 電気通信回線設備に障害が発生した訪問看護ステーション【⑤イを選択した場合のみ】
- 第2号: 令和6年10月末までにシステム事業者と契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完の訪問看護ステーション(システム整備中)
- 第3号: オンライン請求又はオンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない訪問看護ステーション(ネットワーク環境事情)
- 第4号: 改築工事中の訪問看護ステーション
- 第5号: 廃止・休止に関する計画を定めている訪問看護ステーション
- 第6号: その他特に困難な事情がある訪問看護ステーション

⑦ ⑥の選択に応じた補足事項

第1号	回線機能障害の理由	
第2号	システム事業者との契約日(遅くとも2024年10月末)	西暦 年 月 日
	作業完了見込み時期(遅くとも2025年6月末)	西暦 年 月
第3号	光回線のネットワークの整備状況(1.整備されていない/2.整備された)	
	(2.の場合 整備された時期)	西暦 年 月 日
第4号	工事開始日	西暦 年 月 日
	工事終了予定日	西暦 年 月 日
第5号	廃止又は休止予定日(遅くとも2025年6月末)	西暦 年 月 日
第6号	特に困難な事情として、右の状況にある。	
	ア: 常勤の看護職員その他の従業者の年齢が、平成30年3月31日において、いずれも65歳以上である(=全員の生年月日が昭和28(1953)年4月1日より前) (最も若い常勤職員の生年月日 西暦 年 月 日)	
	イ: その他第1号～第5号と同視できる特に困難な事情がある場合(※以下に具体的な内容を記載)	

⑧ 備考

上記のとおり届け出ます。

西暦 年 月 日

代表者名

審査支払機関
厚生支局 御中

住所 〒 - -
メールアドレス: - - - - -

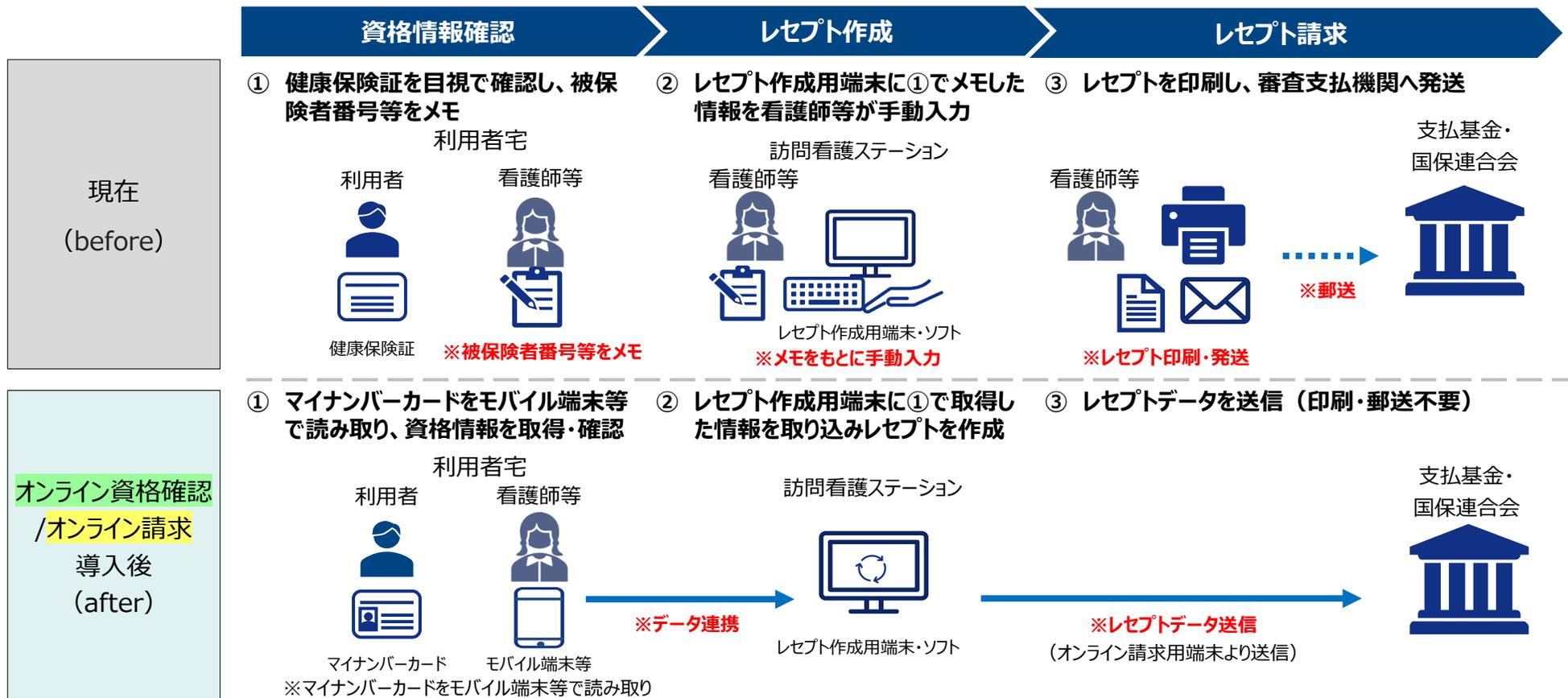
(記入等に当たっての留意点)

- 青色セル部分に必要な記載を行った上、あらかじめ(2024年10月末までに、原則として医療機関等向け総合ポータルサイトを経由して審査支払機関及び地方厚生(支)局)に届出を行うこと。
 - ①・②・④欄には、指定訪問看護事業者の指定申請書により届け出た記載内容を記入すること。
 - ③欄には、該当の保険機関コード(先頭から順に該当の都道府県番号(2桁)、点数表番号(1桁))=6、指定訪問看護ステーションコード(7桁)を記入すること。
(参考)都道府県番号:北海道01、青森02、岩手03、宮城04、秋田05、山形06、福島07、茨城08、栃木09、群馬10、埼玉11、千葉12、東京13、神奈川14、新潟15、富山16、石川17、福井18、山梨19、長野20、岐阜21、静岡22、愛知23、三重24、滋賀25、京都26、大阪27、兵庫28、奈良29、和歌山30、鳥取31、島根32、岡山33、広島34、山口35、徳島36、香川37、愛媛38、高知39、福岡40、佐賀41、長崎42、熊本43、大分44、宮崎45、鹿児島46、沖縄47
 - ⑤欄には「ア～ウ」のうち経過措置の届出を行う内容を選択して記入すること。
 - ⑥欄には「第1号～第6号」のうち届け出せる経過措置の猶予類型を選択して記入すること。
 - ⑦欄には⑥欄の選択に応じて補足事項を記入すること。特に
 - 第1号の場合、電気通信回線設備の機能障害によりオンライン請求を行うことができなくなった理由を記入すること。ただし、その理由の判明が当該届出書を届け出せるまでに判明しない場合は、その旨を記入すること。
 - 第3号の場合、光回線のネットワークの整備状況について「1.整備されていない/2.整備された」のうち該当するものを選択して記入すること。また、光回線のネットワークが整備されてから間もない(6か月以内)場合には、「2.整備された」と記入した上で、光回線のネットワークが整備された時期を記入すること。
 - 第6号の場合、「ア・イ」のうち特に困難な事情として該当するものを選択して記入すること。その際、「ア」と記入した場合は、常勤の看護職員その他の従業者のうち最も若いものの生年月日を記載欄に記入すること。また、「イ」と記入した場合は、その具体的な内容を記載欄に記入すること。例えば、第1号～第5号又は第6号アの条件を満たす項目と同視できる事情(「休業を予定している(時期未定)」)、「介護保険で紙セットによる請求を行っている」等を複数抱えている場合は、個別判断がされ、経過措置の対象となる場合があること。
- (添付書類について)
- 届出を行う際、併せて⑥欄で選択した猶予類型に応じて以下の書類を添付すること。
 - 第1号: ⑦欄に記入する理由を確認できる書類又は証明書
 - 第2号: 契約書や注文書の写しなど、契約日又は申込日(令和6年10月末までに締結されたものに限る。)及び契約者双方の名称が記載され、システム事業者と契約したことが確認できる書類
 - 第6号: アの場合は、最も若い常勤職員の生年月日が確認できる書類(看護師免許の写し等)イの場合は、困難な事情を確認できる書類がある場合はその書類(の写し)
 - なお、書類漏れ等の不備がある場合は、届出書を返戻する場合があること。

オンライン資格確認・オンライン請求のビフォーアフター

オンライン資格確認/オンライン請求を導入することで

- 最新の資格情報をその場で確認できることや、審査支払機関が職権で資格情報の軽微な不備を補正できるため、返戻となるレセプト数の減少が見込めます。
- レセプト作成時、資格情報（被保険者番号等）の手入力が不要となります。
- レセプトの印刷・発送作業が不要になり、請求に係る時間が短縮されます
- 利用者から同意取得後、診療/薬剤情報・特定健診等情報の閲覧が可能になり、訪問看護に活用できます。

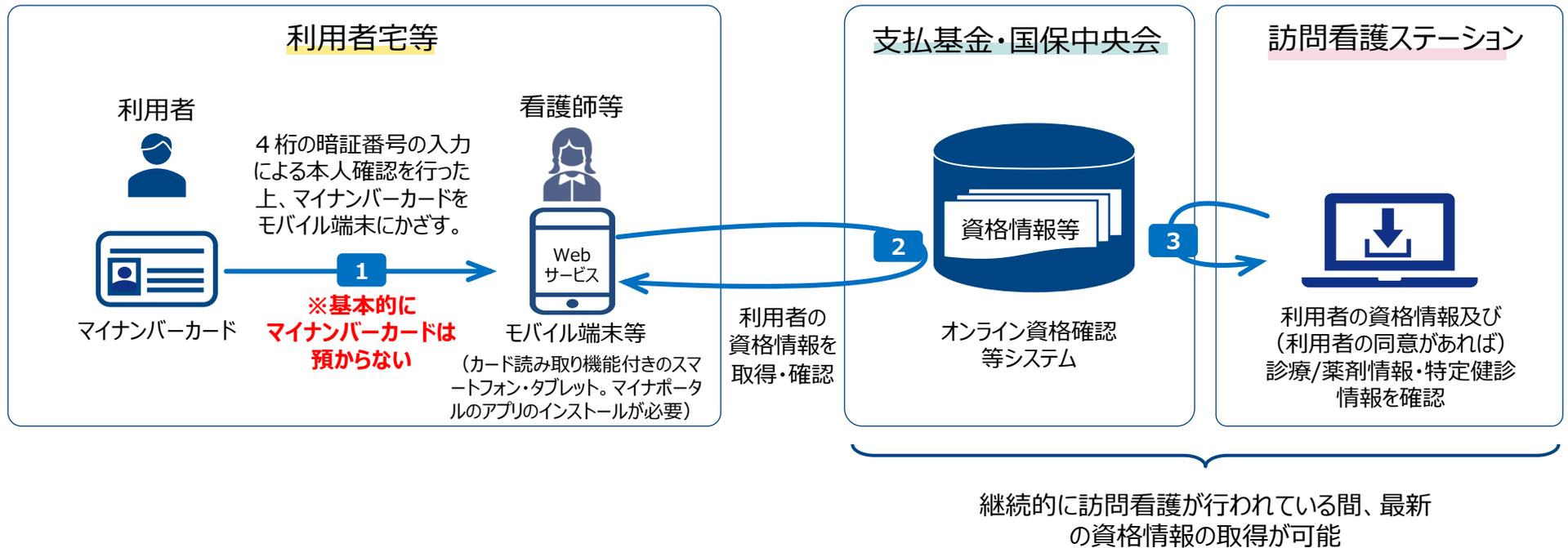


- **オンライン資格確認とは**



訪問看護におけるオンライン資格確認

- 訪問看護におけるオンライン資格確認とは、マイナンバーカードを利用して、訪問看護ステーションが準備したモバイル端末等で、利用者の医療保険における資格情報等を取得する仕組みです。



- ※ 当該訪問看護ステーションとの継続的に訪問看護が行われている間の2回目以降の対応について
 - 訪問看護ステーションにおいて、初回訪問時に取得した被保険者証記号・番号等を用いた資格情報等の照会も可能。
 - 併せて、初回訪問時に取得した同意に基づき、診療/薬剤情報・特定健診情報が閲覧可能
- ※ 生活保護の医療扶助における医療券情報も閲覧対象となります。詳細は以下リンクからご確認ください。
[オンライン資格確認・医療扶助 - 医療扶助の導入・運用方法 \(service-now.com\)](https://service-now.com)

訪問看護におけるオンライン資格確認のメリット

- 利用者自身の直近の資格情報や、本人の同意に基づき診療/薬剤情報・特定健診情報を閲覧することが可能となり、業務効率化や質の高い医療の提供が実現。
- 訪問看護等におけるオンライン資格確認（居宅同意取得型）の仕組みを活用することで、継続的に訪問看護が行われている間、2回目以降の訪問においては、訪問看護ステーション側で再照会をして資格情報の照会・取得が可能となる機能により効率的な資格確認が可能になるほか、初回時の同意に基づき、薬剤情報等の取得が可能。
- 今後、オンライン資格確認等システムについては、医療DXの推進の中で、難病医療の公費負担医療及び地方単独医療費助成への対応拡大が期待。

利用者

マイナンバーカード1枚で訪問看護を利用可能

- 居宅等でもオンライン資格確認で可能
- 保険者に申請していない場合も含め、限度額認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除

過去の薬剤情報等の提供が可能

- これまでの薬剤情報や特定健診の結果を網羅的に提供することが可能
- 健康・医療データに基づいたより適切な看護につながる

訪問看護ステーション

資格確認業務の負荷軽減

- 2回目以降の訪問では、利用者宅等への訪問前に利用者の資格情報を確認でき、訪問時の確認業務が効率化
- 利用者の直近の資格情報が確認可能。限度額認定証等がなくても、高額療養費制度における適用区分の確認が可能

業務の更なる効率化

- 訪問看護ステーション内のレセコン等と連携することで、レセプト作成における手作業の事務負担や誤記リスク、レセプト返戻の削減等につながる
- 利用者から聞き取るよりも正確かつ効率的に、利用者の過去の薬剤情報等を確認可能

- **オンライン請求**とは

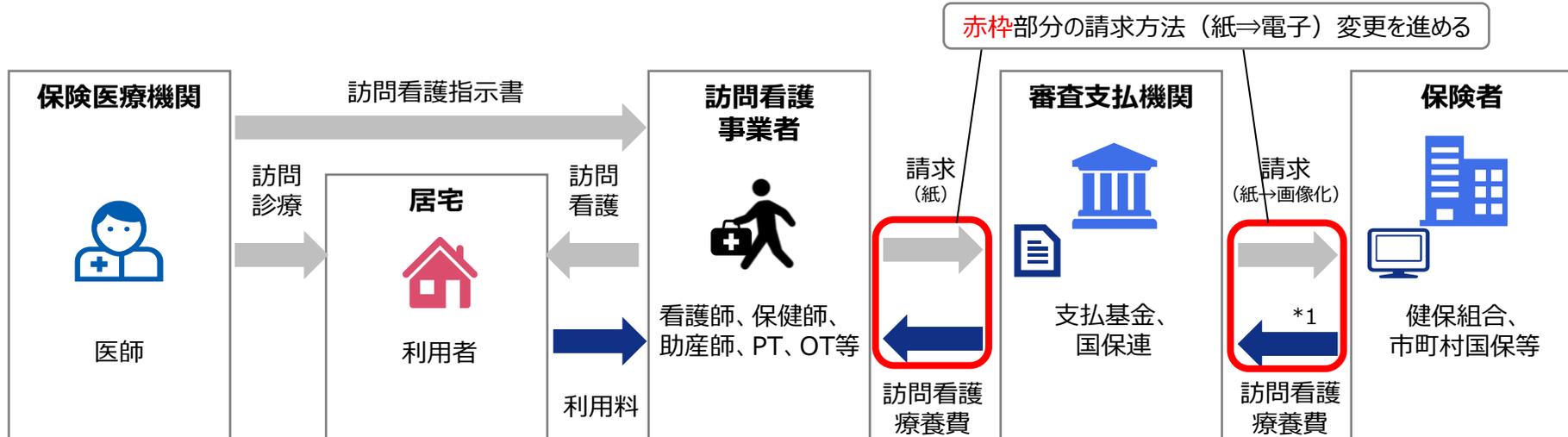


訪問看護レセプト（医療保険）のオンライン請求について

1. 概要・目的

- **オンライン請求**とは、電子的に作成したレセプトデータを、セキュリティが確保されたネットワーク回線により、オンラインで審査支払機関に送付することです。
- 全国の訪問看護ステーションにおける**レセプト請求事務**や、審査支払機関・保険者等における**レセプト処理事務の効率化が図られます**。
- より質の高い医療・看護の実現に向けた、**レセプト情報の利活用**（介護保険分野と合わせた訪問看護全体のデータ分析、地域医療や在宅医療の実態把握等）の推進につながります。

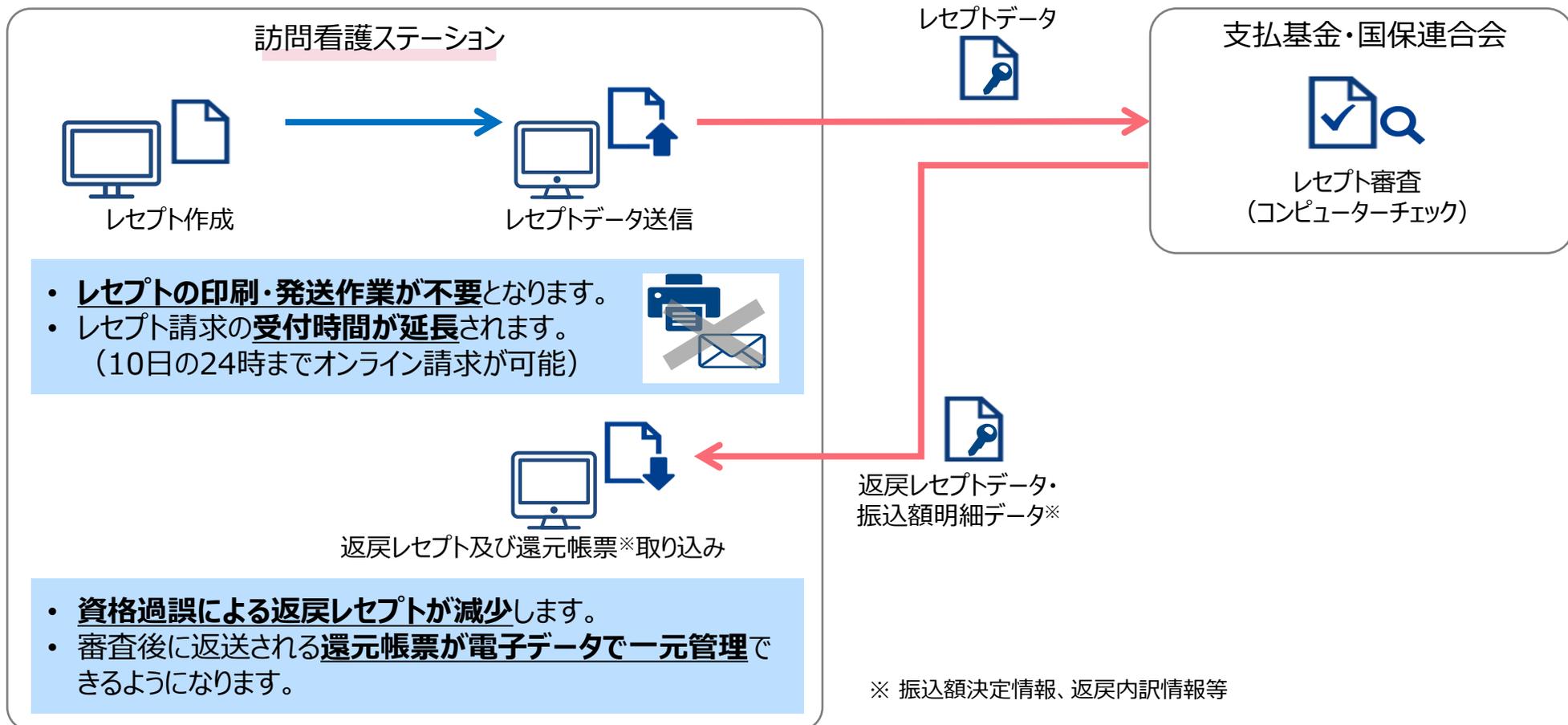
2. 訪問看護の流れとオンライン請求の範囲



*1：保険者からの再審査請求は紙運用

訪問看護レセプト（医療保険）のオンライン請求のメリット

- オンライン請求により、訪問看護ステーションにおけるレセプト請求事務の効率化として、レセプトの印刷・発送作業が不要となり、レセプト請求の受付時間が延長されます。また資格過誤による返戻レセプトが減少する見込みです。



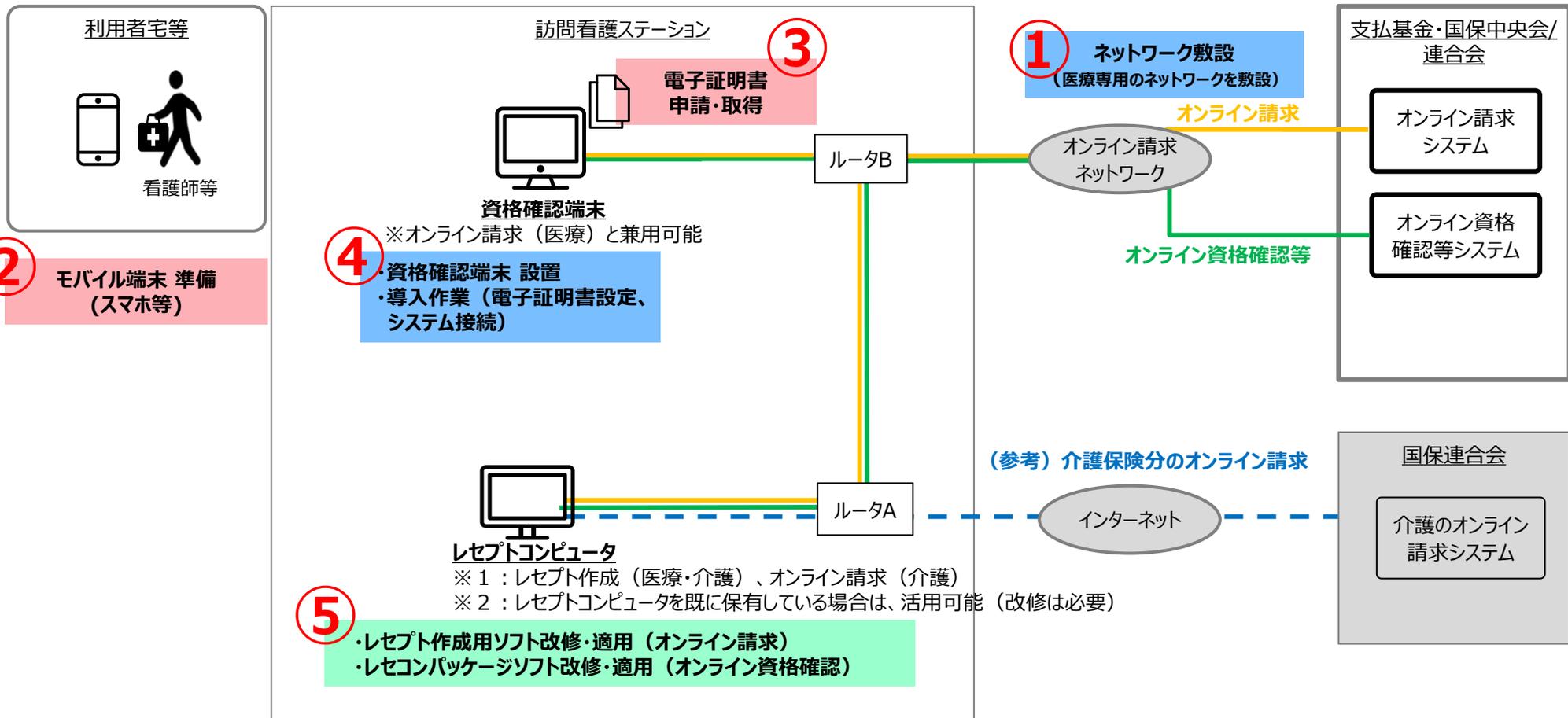
- **オンライン資格確認、オンライン請求**
導入までの作業の流れ

導入に向けた作業イメージ

【オンライン資格確認・オンライン請求の開始までの流れ】

- ① 導入支援事業者により、ネットワーク敷設（申込から数週間～1ヶ月程度）。※併設する医療機関のネットワークが使える場合は、不要となるケースあり
- ② 訪問看護ステーションが、モバイル端末を準備（既存の業務用端末も活用可能）。
- ③ 訪問看護ステーションが、医療機関等向け総合ポータルサイトから利用申請を行い、電子証明書もダウンロード。
- ④ 導入支援事業者が、資格確認端末（兼オンライン請求用端末）を搬入。電子証明書を設定し、システムに接続。
- ⑤ 介護等レセプトコンピュータ事業者が、改修したソフトを訪問看護ステーションの端末に適用し、動作確認。

※訪問看護ステーションは予め介護等レセプトコンピュータ事業者にソフト改修・適用予定を確認する



※ 資格確認端末、ネットワーク、電子証明書を、オンライン資格確認とオンライン請求で兼用

凡例： — ネットワーク

ハードウェア システム

導入に向けた準備作業の概要

1. 見積依頼・発注

1-1 見積のご相談・ご依頼

まずは①導入支援事業者（注）と②現在契約しているレセプト作成用端末（レセコン）の事業者にご相談し、見積依頼を進めてください。

◆主な見積対象

 モバイル端末（スマホ・タブレット）
（マイナカードの読取可のもの。
現在お使いの業務端末も併用可）

 **オンライン資格確認/
オンライン請求**用端末
（導入支援事業者）

 レセプト作成用端末・
ソフト（現在契約している
レセコンのソフト改修）

 **オンライン資格確認/
オンライン請求**用
ネットワーク回線の敷設
（IP-VPN接続方式または
IPsec + IKE接続方式）
（導入支援事業者）

< ☑チェックリスト >

- 現在の利用状況の確認
- 見積のご相談・ご依頼

1-2 発注

見積内容を確認後、
発注を行ってください。

発注後、導入支援事業者等と相談しつつ、
導入に向けた準備作業を行ってください。

◆発注までの流れ

 見積内容の確認

 発注（契約）

< ☑チェックリスト >

- 発注

2. 導入・運用準備

2-1 導入

まず、下記1. の各利用申請を行ってください。システムの導入・機器のセットアップ、ネットワークの設定、不正ソフトウェア対策などのセキュリティ対策を実施してください。こうしたセットアップについて、導入支援事業者に対して、支援をご相談ください。

また、現在契約しているレセプト作成用端末（レセコン）または、レセプト作成用ソフトの事業者へレセコンまたは、ソフト改修を行ってもらってください。

◆導入準備例

 システム導入・機器の
セットアップ

< ☑チェックリスト >

1. 総合ポータルサイトにおいて

- 「新規ユーザー（アカウント）登録」
- オンライン資格確認**利用申請
- オンライン請求**利用申請
- 電子証明書発行申請
※**オンライン資格確認/オンライン請求**共通です

2. 現地での導入手続

- オンライン資格確認/オンライン請求**システムのセットアップ（導入支援事業者）
- レセプト端末のソフト改修（レセコン事業者）
- 接続・運用テスト

2-2

運用準備

業務等の変更点を確認し、
運用開始に向けた各種準備を行ってください。

居宅等での利用者への対応やステーションでの事務などをイメージいただき、導入後の業務等の確認を行ってください。

◆運用準備例

 業務の確認

< ☑チェックリスト >

- 業務等の変更点の確認

3. 補助金申請（導入完了後）

3-1

補助金申請

ポータルサイト等の掲載内容を確認し、ポータルサイトを通じて補助金の申請を行ってください。

◆補助金申請方法

 ポータルサイト
から申請

< ☑チェックリスト >

- 必要書類の受領/準備（領収書等）
- 補助金申請

詳細な導入手引きについては「[訪問看護（保険医療）におけるオンライン資格確認、オンライン請求の導入手順（詳細版）](#)」をご確認ください。

上記は一般的な準備のステップとなります。各ステーションにおけるシステムの導入の状況に応じて、準備作業のステップ等が異なることが想定されるため、まずは**導入支援事業者**※にご確認ください！※導入支援事業者に関してはP43をご参照ください。

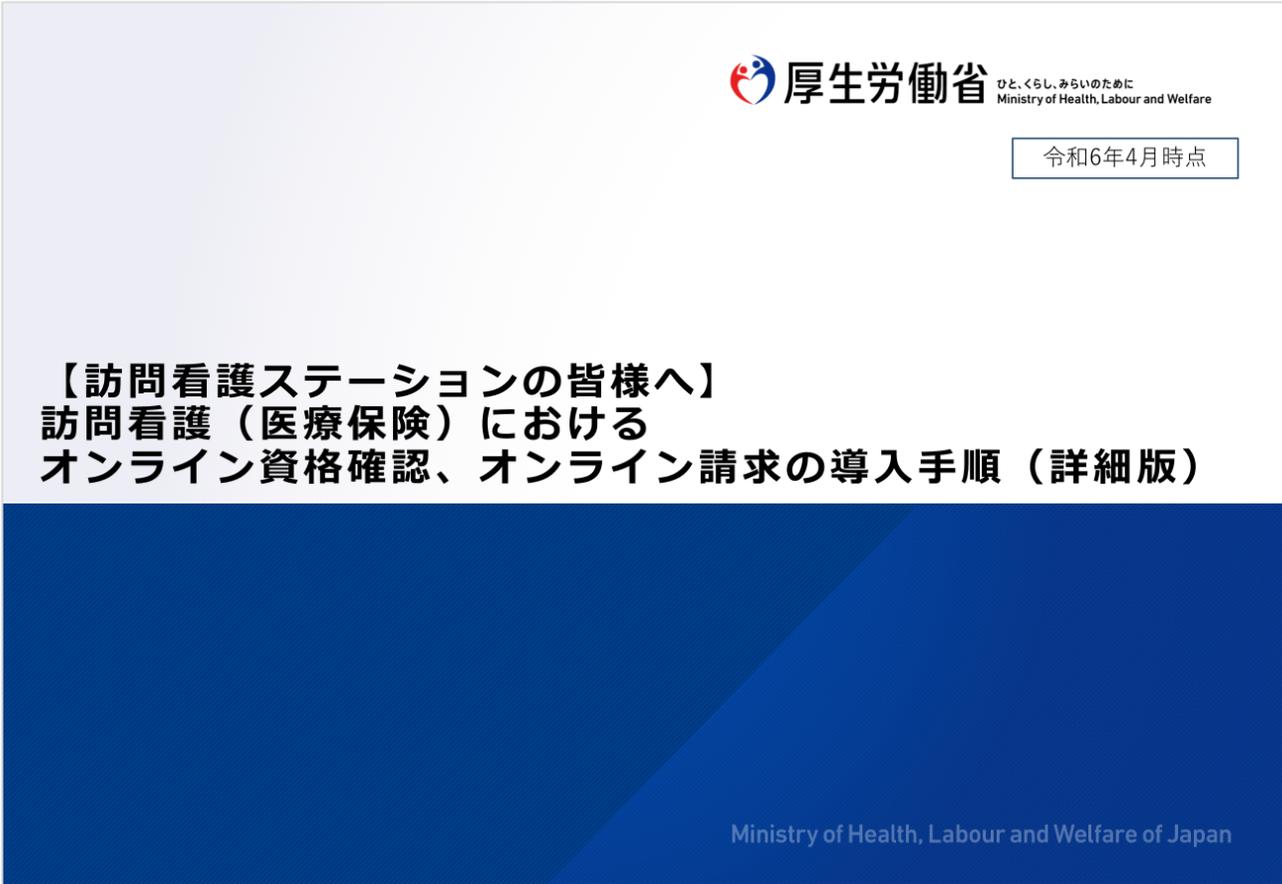


今後のスケジュール

	令和6年度 (2024年度)										
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
マイルストーン	R6診療報酬改定施行 12月2日：保険証の新規発行終了										
オンライン請求・ オンライン資格確認 導入推進の取組	4月：総合ポータルサイト更新 (猶予届出フォーム) ★						10月：初回時の本人確認で、 4桁の暗証番号の入力に加え、 目視確認（マイナンバーカードの写真と 利用者ご本人のお顔の確認）も可能とする アプリケーションを配信予定 ★	10月31日： 猶予届出提出期限 ★	12月請求分（オン請求）： 義務化（経過措置あり） ★ 12月2日（オン資）： 義務化（経過措置あり） ★		
訪問看護ステーション	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0f0ff;"> 準備・導入作業 (導入支援事業者等へ 見積依頼・契約調整) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0f0ff; margin-top: 5px;"> 接続・運用テスト (端末の設定、運用テスト等) </div>										
	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> ✓ 訪問看護ステーションごとに順次導入 </div>										
	<div style="background-color: #ffff00; padding: 2px;">オンライン請求開始（7月請求分～）</div>						<small>※報酬改定が6月からであることを踏まえた対応</small>				
	<div style="background-color: #90ee90; padding: 2px;">オンライン資格確認開始</div>										

導入に向けた詳細

導入に向けた手順詳細につきましては、「訪問看護（医療保険）におけるオンライン資格確認、オンライン請求の導入手順（詳細版）」をご覧ください※。



The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan. At the top right, the logo of the Ministry is displayed with the text '厚生労働省' (Ministry of Health, Labour and Welfare) and 'ひと、暮らし、みらいのために' (For people, for life, for the future). Below the logo, the English name 'Ministry of Health, Labour and Welfare' is written. A date stamp indicates '令和6年4月時点' (As of April 2024). The main heading of the page reads: '【訪問看護ステーションの皆様へ】 訪問看護（医療保険）における オンライン資格確認、オンライン請求の導入手順（詳細版）'. At the bottom right, the text 'Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan' is visible.

[訪問看護（オンライン資格確認・オンライン請求）の導入・運用方法 \(service-now.com\)](https://service-now.com)

※今後も情報のアップデートがあり次第、随時更新を予定しています。

<参考> オンライン資格確認・オンライン請求の関係

- オンライン請求は、レセプトを「紙」ではなく「電子」で作成し、ネットワーク回線によりオンラインで請求するものです。
- オンライン資格確認は、マイナンバーカードを用いて利用者の医療保険における直近の資格情報を確認する仕組みです。また、本人の同意に基づき、利用者自身の診療/薬剤情報等を閲覧することも可能です。
- オンライン資格確認用として用意した**資格確認端末、ネットワーク、電子証明書**は、**オンライン請求**と兼用可能です。

訪問看護ステーションに必要な機器等

オンライン資格確認/オンライン請求兼用の関係機器等

オンライン資格確認/
オンライン請求用端末
(パソコン)



オンライン資格確認/
オンライン請求用
ネットワーク回線
(IP-VPN接続方式または
IPsec + IKE接続方式)



電子証明書※



新たに用意が必要なもの

オンライン請求の関係機器

レセプト作成用
端末・ソフト



※レセプト作成用端末・ソフトは、既に保有している介護保険のレセプト作成・請求用のレセプトコンピュータを、医療保険のレセプト作成用として活用可能（改修は必要）

既存の端末等が利用可能なもの
(既存の端末がない場合、新規で準備が必要)

オンライン資格確認の関係機器

モバイル端末等
(マイナンバーカードの読取可)



※ 電子証明書とは、使用する端末が、オンライン請求やオンライン資格確認における通信を許可された端末であることを証明するために必要なもので、医療機関等向け総合ポータルサイトから申請の上、ダウンロードすることにより取得します。

訪問看護ステーションに対する財政支援（医療情報化支援基金）

1. 事業内容

- 訪問看護ステーションのオンライン資格確認導入に必要な以下の費用を支援する。
 - ① マイナンバーカードの読取・資格確認等のためのモバイル端末等の導入
 - ② ネットワーク環境の整備
 - ③ レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修

※ オンライン請求の開始に向けて準備が必要な機器等の一部は、オンライン資格確認と兼用することが可能

詳細（実施要領における交付対象事業）

オンライン資格確認を導入することを前提に、オンライン資格確認の導入に必要な資格確認端末（電子証明書を含む。）の購入等、レセプトコンピュータに組み込むパッケージソフトの購入（基礎的費用以外のカスタマイズ費用は除く。）、オンライン請求回線初期導入（回線の帯域増強やISDNからの切り替えを含む。）、オンライン請求回線の帯域増強、オンライン資格確認の導入に必要なレセプトコンピュータ等の既存システムの改修（ネットワーク整備等に係る経費、薬剤情報及び特定健診情報の閲覧のための改修に係る経費を含む。）、オンライン資格確認を行うためのモバイル端末の購入及びオンライン資格確認等の導入に附随する訪問看護ステーションへの実地指導等に係る事業。

2. 補助内容

- 基準とする事業額 42.9万円を上限に、実費補助

訪問看護ステーションに対する財政支援（医療情報化支援基金）

3. 補助金の申請期限等

- 指定訪問看護事業者による補助金申請は、令和6年2月から、医療機関等向け総合ポータルサイトにて申請受付を開始。
- 補助金は、
 - ① 令和6年11月30日までにオンライン資格確認の導入を完了した上で、
 - ② 令和7年5月31日までに申請を行うものとする。

ただし、経過措置の対象となる場合の導入完了期限・申請期限は以下のとおりとする。

やむを得ない事情	導入完了期限	補助金申請期限
② 令和6年10月末までにベンダーと契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の場合（システム整備中）	令和7年6月30日	令和7年9月30日
③ オンライン資格確認に必要な光回線ネットワーク環境が整備されていない場合（ネットワーク環境事情）	令和7年12月31日	令和8年3月31日
④ 改築工事中的の場合	令和7年6月30日	令和7年9月30日
⑤ 廃止・休止に関する計画を定めている場合	令和7年6月30日	令和7年9月30日
⑥ その他特に困難な事情がある場合 ※ 常勤の看護職員その他の従業員の年齢が、平成30年3月31日において、いずれも65歳以上（令和6年3月31日現在において、いずれも71歳以上）である場合【介護保険におけるオンライン請求の経過措置と同じ】 ※ ②～⑤の類型と同視できるか個別判断	令和7年6月30日	令和7年9月30日

補助金申請の方法

- 補助金申請に必要な書類やポータルサイト上での申請手順についてまとめております。以下のページよりご確認ください。

訪問看護について (オンライン資格確認・オンライン請求)

訪問看護にてオンライン資格確認・オンライン請求が可能になります

①訪問看護ステーションのモバイル端末を用いることで患者自宅での保険資格の確認が可能になります

②レセプトの印刷・発送が不要になり、レセプト請求事務が効率化されます

訪問看護ステーションのモバイル端末、ネットパソコン、タブレット、スマートフォンを用いて、患者等でのオンライン資格確認が可能です。

レセプトの印刷・発送が不要になり、オンライン上でレセプトデータの送信をすることができます。

メニュー

- はじめに
 - 概要について 知りたい方はこちら
- 導入・運用
 - 導入・運用について 知りたい方はこちら
- 手順書・マニュアル
 - 手順書・マニュアルについて 知りたい方はこちら
- 利用申請について
 - 利用申請について 知りたい方はこちら
- 補助金について**
 - 補助金について 知りたい方はこちら
- お知らせ
 - お知らせについて 知りたい方はこちら
- よくある質問
 - FAQについて 知りたい方はこちら
- 各種申請一覧
 - 各種申請を行う方はこちら
- お問い合わせ先
 - お問い合わせ先について 知りたい方はこちら

KB0010218

訪問看護関係補助金の申請について

▲更新者：管理番号00・日 18 日前・表示回数：87238・★★★★★

目次

- 1. 補助金交付申請の流れ
- 2. 補助金申請期間
- 3. 補助金交付額

1. 補助金交付申請の流れ

○補助金申請については、以下の流れで行ってください。

①	②	③	④	⑤
訪問看護ステーションのオンライン資格確認等導入完了	システムベンダ等から請求書を受領	システムベンダ等に費用を精算	システムベンダ等から領収書及び領収書内訳書を受領	必要な書類を添付して助成金を申請

2. 補助金申請期間

○訪問看護ステーションのオンライン資格確認等導入に係る補助金申請については、「令和6年11月30日までに導入完了し、令和7年5月31日」までに申請いただければ、補助金交付の対象となります。交付額や補助金項目については、3. 補助金申請交付額、4. 補助金対象項目を参照ください。

3. 補助金交付額

○訪問看護ステーションのオンライン資格確認等導入した訪問看護ステーションに対する交付額については以下のとおりです。

訪問看護ステーション	
補助内容	42.9万円を上限に補助

4. 補助金対象項目

○補助金対象項目については以下のとおりです。

No.	項目
1	オンライン資格確認の導入に必要な資格確認端末（電子証明書を含む。）の購入等
2	レセプトコンピュータに組み込むパッケージソフトの購入（基礎的費用以外のカスタマイズ費用は除く。）
3	オンライン請求回線初期導入（回線の帯域増強やISDNからの切り替えを含む。）
4	オンライン請求回線の帯域増強、オンライン資格確認の導入に必要なレセプトコンピュータ等の既存システムの改修（ネットワーク整備に係る経費、業務情報及び特定健診情報の閲覧のための改修に係る経費を含む。）
5	オンライン資格確認を行うためのモバイル端末の購入及びオンライン資格確認等の導入に附随する訪問看護ステーションへの実地指導等

5. 補助金申請に必要な書類

○補助金申請にあたって、ご用意いただく必要のある書類です。

No.	書類名	備考
1	領収書（写）	・システムベンダへの精算がわかる書類となります。 ・景積書では精算の確認ができないことから、経理書類とは認められませんのでご注意ください。 ・システムベンダ等から受領いただく必要があります。
2	領収書内訳書	・税込みの金額で領収書の内訳を記載してください。 ・領収書（写）と領収書内訳書の合計は一致する必要があります。 領収書（写）の内訳をすべて記載してください。なお、補助申請を1回している場合、補助対象外の場合であっても、領収書（写）に金額が含まれていれば、記載が必要となります。 ・書類のフォーマットは、下記「8. 申請様式・手順書等」から入手ください。 ・領収書内訳書については、必要に応じて提出いただく場合があります。

6. 申請様式・手順書等

○補助金申請にあたり必要な様式や申請手順書を掲載しています。

No.	様式名	備考	更新日	版
1	領収書内訳書	・詳細については、<5. 補助金申請に必要な書類>を参照ください。	2024/5/21	-
2	補助金申請手順書	・補助金申請の手順書になります。一読の上、申請ください。	2024/2/1	1.00

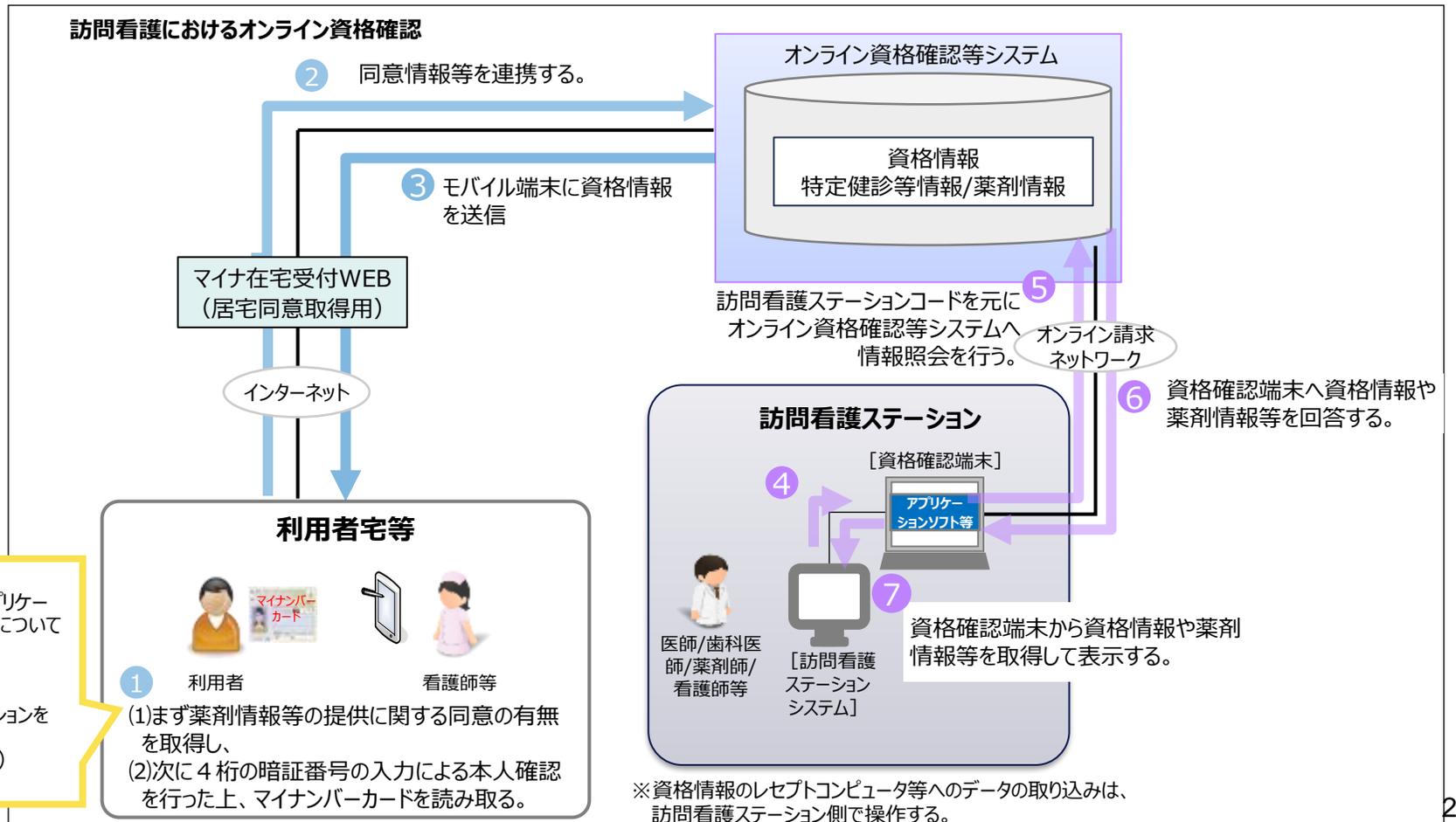
7. 保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金実施要領（訪問看護ステーション）

○補助金申請にあたって、ご用意いただく必要のある書類です。詳細は[こちら](#)

- **オンライン資格確認導入後の
訪問看護における資格確認等の流れ**

訪問看護におけるオンライン資格確認の仕組み（概要）

- 初回訪問時のマイナンバーカードによる本人確認に基づく資格情報の取得及び薬剤情報等の提供に関する同意は、医療関係者が持参したモバイル端末等を用いて実施する。
- 訪問看護では医療関係者が利用者宅等を訪問することから、利用者のなりすましリスクが低いことを踏まえ、2回目以降は、当該訪問看護ステーションとの継続的な関係のもと訪問看護が行われている間、訪問看護ステーションにおいて再照会機能（※）を活用した資格確認を行うとともに、薬剤情報等については、初回時の同意に基づき取得可能な仕組みとする。
- ※ あらかじめ訪問看護ステーションにおいて、初回にマイナンバーカードの本人確認により取得した利用者の資格情報を用いて、オンライン資格確認等システムに最新の資格情報を照会し、取得する機能。



今後、モバイル端末等に専用アプリケーションをインストールし、本人確認について
 ・ 目視確認
 又は
 ・ 4桁の暗証番号の入力のどちらかを選択できるアプリケーションを配信予定
 (令和6年10月に実装の予定)

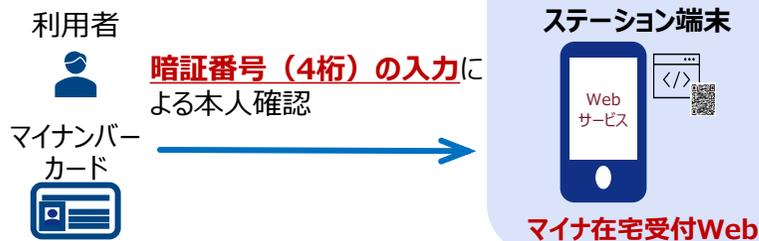
訪問看護におけるオンライン資格確認 今後の展開（暗証番号を用いない資格確認）

令和6年10月にマイナンバーカードの顔写真と利用者の顔が同一であることを確認（目視確認）することで資格情報の確認ができるようになる予定です。

オンライン資格確認（居宅同意取得型）の導入後

- モバイル端末等から**Webサービス（マイナ在宅受付Web）**にアクセスして資格確認を実施。
- マイナンバーカードをモバイル端末等にかざし、**暗証番号（4桁）の入力**による本人確認。

資格確認の方法

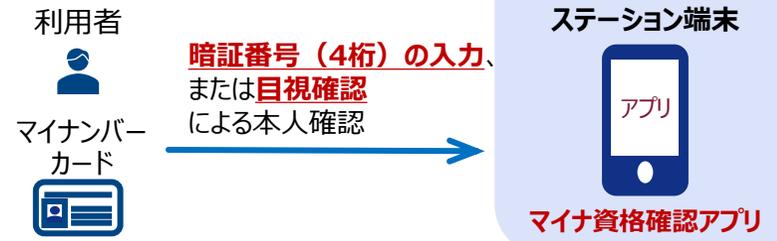


対応デバイス

- ノートPC
- スマートフォン
- タブレット ※iPadは未対応

令和6年10月に実装の予定

- モバイル端末等から**アプリ（マイナ資格確認アプリ）**を用いて資格確認を実施。
- マイナンバーカードをモバイル端末等にかざし、**暗証番号（4桁）の入力**、または**マイナンバーカードの顔写真と利用者の顔が同一であることを確認（目視確認）**することによる本人確認。



- ノートPC
- スマートフォン
- タブレット **※iPadに対応**

※引き続きWebサービス（マイナ在宅受付Web）をご利用いただくことも可能ですが、その場合、目視確認による本人確認や、iPadはご利用いただけません。

訪問看護ステーションでの事前準備① オンライン資格確認等システムの環境設定情報変更

- 訪問看護ステーションの事前準備として、各訪問看護ステーション等の管理者により、訪問診療等機能を利用可能な設定にする必要があります。
- 資格確認端末のオンライン資格確認等システムを開きます。[メニュー]にある《環境設定情報管理》から《環境設定情報更新》をクリックします。クリックすると、「環境情報更新」画面が開きます。
- 《訪問診療等・オンライン診療等関連項目》の「オンライン資格確認等システム利用規約」を確認した上で、《訪問診療等機能》を「利用する」に変更してください。

訪問看護ステーションでの事前準備①

資格確認端末のオンライン資格確認等システムを開く
[メニュー]にある《環境設定情報管理》から《環境設定情報更新》をクリック

《訪問診療等・オンライン診療等関連項目》の「オンライン資格確認等システム利用規約」を確認した上で、《訪問診療等機能》を「利用する」に変更



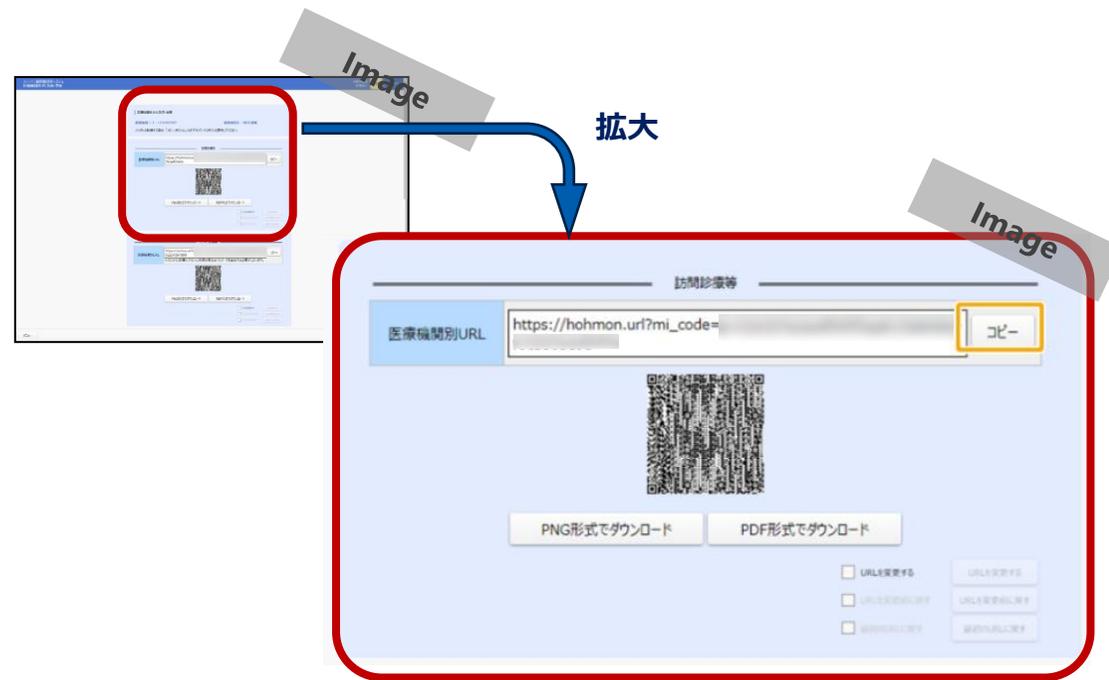
訪問看護ステーションでの事前準備② 「マイナ在宅受付Web」のURL・二次元バーコード取得方法

- ・ 訪問看護ステーションの事前準備として、「マイナ在宅受付Web」のURL・二次元バーコードを生成・取得する必要があります。
- ・ 資格確認端末のオンライン資格確認等システムを開きます。[メニュー]にある《医療機関等別URL取得・変更》から《医療機関等別URL取得・変更》をクリックします。クリックすると、「マイナ在宅受付Web」のURL・二次元バーコードを生成します。
- ・ 表示されたURLをコピー、または二次元バーコードをダウンロードして、ご利用ください。

訪問看護ステーションでの事前準備②

資格確認端末のオンライン資格確認等システムを開く
[メニュー]にある《医療機関等別URL取得・変更》から《医療機関等別URL取得・変更》をクリック

表示されたURLをコピー、または二次元バーコードをダウンロード



初回訪問時に行うこと 「マイナ在宅受付Web」を用いた資格確認等の手順（1/2）

- マイナ在宅受付Webの資格確認において、(1)薬剤情報等の提供に関する同意取得、(2)マイナンバーカードによる本人確認、の順番で行います。
- 訪問看護ステーションのモバイル端末等から看護師等がWebサービス「マイナ在宅受付Web」へアクセスし、はじめに、薬剤情報等の提供について、利用者において同意の有無を選択します。(1)なお、看護師等が画面を見せながら利用者から同意の有無を確認し、入力していただくことは差し支えありません。
- 利用者において、登録する同意情報の内容を確認します。(1)

利用者宅等

訪問看護ステーションのモバイル端末等を利用して、看護師等が「マイナ在宅受付Web」へアクセス

訪問看護ステーションのモバイル端末等



(読み取り機能付き)

※ モバイル端末等のセキュリティ対策について、ウイルス対策ソフトのインストールなどご留意ください。

薬剤情報等の提供に関する同意取得（マイナ在宅受付Web）

薬剤情報等の提供について、利用者において同意の有無を選択

オンライン資格確認Web
訪問診療等
メニュー

同意登録の準備と開始

「同意登録に必要な準備」が完了した後、「同意登録をする」ボタンから同意手続きを開始してください。

過去に完了した同意内容の確認・更新をしたい方は、右上のメニューボタンから、「すべての同意を取消す」または「同意照会・更新」を押してください。

同意登録に必要な準備

同意登録には、マイナンバーカードのご用意とマイナンバーカードへの保険証の登録を済ませていただく必要があります。

1 マイナンバーカードの準備

同意登録にはマイナンバーカードが必要になります。お手元にご準備ください。

2 マイナンバーカードへの保険証の登録

本システムのご利用にはマイナンバーカードへの保険証の登録が必要です。まだ登録がお済みでない方は、[マイナポータルサイト](#)にて登録するようお願いします。

▶ 同意登録をする

〇〇〇〇〇〇医療機関

1 入力 2 確認 3 完了

同意登録

あなたの健康・医療情報を当機関に提供することに同意しますか。この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。※この同意は、当機関から継続的に診療等を受ける一定期間、有効です。

すべての項目に同意する

同意項目については、以下の項目をご確認ください。
※ ? を押すと各項目の詳細をご確認ください。

診療情報および薬剤情報の提供 ?

同意する ✕ 同意しない

特定健診等情報の提供 (40歳以上対象) ?

※40歳未満の方は「同意しない」を選択してください。

同意する ✕ 同意しない

限度額情報の提供 ?

同意する ✕ 同意しない

特定疾病療養受療証情報の提供 ?

同意する ✕ 同意しない

すべての項目に同意する

▶ 同意内容を確認する

〇 2 3

入力 確認 完了

同意登録内容の確認

画面下にある「同意内容を登録する」ボタンを押してください。

登録内容

手術情報の提供
同意しない

診療情報および薬剤情報の提供
同意しない

特定健診等情報の提供 (40歳以上対象)
同意しないまたは40歳未満

限度額情報の提供
同意しない

特定疾病療養受療証情報の提供
同意しない

▶ 同意内容を登録する

▶ 選択内容を修正する

前の画面に戻ります

次頁
へ

初回訪問時に行うこと 「マイナ在宅受付Web」を用いた資格確認等の手順（2/2）

- 訪問看護ステーションのモバイル端末等にあらかじめインストールした「マイナポータル」アプリに遷移した後に、利用者が4桁の暗証番号を入力後、マイナンバーカードをかざし、本人確認を行います（初回のみ）（2）。なお、看護師等が4桁の暗証番号を入力する以外の操作（マイナンバーカードをかざす等）の補助を行うことは差し支えありません。
- 「マイナ在宅受付Web」に薬剤情報等の提供に関する同意情報が登録されます。
- その後、看護師等は利用者の資格情報を取得し、医療保険における資格確認を行います。

本人確認（マイナポータル）

利用者が4桁の暗証番号を入力し、利用者がマイナンバーカードをかざす



※ 利用者が暗証番号を入力するときは他人から暗証番号がのぞかれないようにご注意ください。

同意登録、資格確認

同意登録が完了、看護師等が資格情報を確認



初回訪問後に行うこと 「資格情報の確認」の手順

- 初回訪問時に資格情報の取得・同意登録が正常に完了した後、訪問看護ステーションのレセプトコンピュータ等を用いて、訪問看護ステーションコードを元に利用者の被保険者番号等を取得できます。また、訪問看護ステーションごとに任意で照会番号を登録することで次回の訪問前の照会をスムーズに行うことができます。

資格情報の照会・結果確認

レセプトコンピュータ用端末等で資格情報の照会・結果確認

患者情報				登録	
シメイ	コウロウ タロウ	性別	男	資格確認日	令和元年11月1日
氏名	厚労 太郎	生年月日	昭和45年1月1日	年齢	50歳
保険者番号	12345	保険者名	XX健保	郵便番号	123-4567
記号・番号・技番	1234	5698910	01	住所	東京都港区XX-XX
患者区分	健康保険組合	本人	3割	電話番号 1	XX-XXXX-XXXX
資格取得年月日	平成28年7月1日	交付年月日	平成28年7月1日	電話番号 2	XXX-XXX-XXXX
有効期限	平成28年7月1日	~	令和4年7月1日		

照会番号登録

訪問看護ステーションごとに任意で照会番号を登録し、
次回の訪問前の照会をスムーズに行うことも可能



※ レセプトコンピュータ用端末の仕様により差異があります。

2回目以降の訪問前に行うこと 「再照会」の手順

- 2回目以降の訪問前（継続的な訪問看護が行われている間）に、利用者の最新の資格情報と利用者の同意に基づき薬剤情報等の閲覧（再照会）を行う際は、レセプトコンピュータ等で資格確認一括要求ファイルを作成します。
- 作成したファイルをオンライン資格確認等システムにアップロードし、アップロード後しばらく時間をおいてから、照会結果を確認・ダウンロードをしてください。
- 薬剤情報等を閲覧する際は、レセプトコンピュータ等で被保険者番号等の検索条件を入力してください。利用者から同意を取得している場合のみ、薬剤情報等を閲覧することができます。

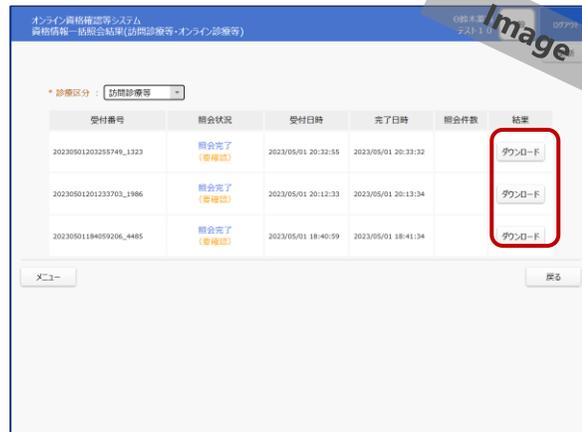
訪問する利用者情報をアップロード

レセプトコンピュータ等で資格確認一括要求ファイルを作成し、オンライン資格確認等システムにアップロード



照会結果を確認・ダウンロード

アップロード後しばらく時間をおいてから、照会結果を確認・ダウンロード



薬剤情報等の閲覧

レセプトコンピュータ等で被保険者番号等の検索条件を入力し、利用者の情報を検索



※ 「継続的に訪問看護が行われている間」とは、レセプト請求の審査結果等を活用してシステム上で確認しています。初回訪問から、3か月を経過する日の属する月の末日まで再照会機能を利用することが可能であり、更にこれを継続する場合には、初回訪問から診療等が毎月継続していることがレセプト請求の審査結果から確認できる必要があります。

※ 詳細は、「操作マニュアル(一般利用者・医療情報閲覧者編)」を参照ください。
[オンライン資格確認・電子処方箋 - 「手順書・マニュアル」の一覧 \(service-now.com\)](https://service-now.com)

- **オンライン資格確認導入済み施設の公表について**

オンライン資格確認導入済み施設の公表について

- 利用者がマイナンバーカードの健康保険証利用に対応する訪問看護ステーションを確認できるよう、厚生労働省HPにオンライン資格確認導入済み訪問看護ステーションのリストを掲載することといたしました。
- このリストに掲載するため、訪問看護ステーションにおかれては、オンライン資格確認の導入・運用開始の準備作業が完了した時点で、「医療機関等向け総合ポータルサイト」にログインをして、「オンライン資格確認の運用開始日入力」ページより、運用開始日の入力を行っていただきますようお願いいたします。
- なお、運用開始日を入力することは、「訪問看護医療DX情報活用加算」の届出に係る要件の一つとなっています。

マイナンバーカードの健康保険証利用に対応する訪問看護ステーションはこちら

対象の訪問看護ステーションについては、徐々に拡大していく予定です。

▶ 居宅同意取得型のオンライン資格確認を導入済みの訪問看護ステーションリスト（マイナンバーカードの健康保険証利用に対応） [93KB]  (2024年9月8日)

※本リストは訪問看護ステーションからの届出をもとに作成しております。実際の運用状況は個々の訪問看護ステーションの事情によって変わることがございます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html

オンライン資格確認導入済み施設の公表について

- 運用開始日入力は、「医療機関等向け総合ポータルサイト」にログインの上、以下の手順で行うことができます。

「各種申請一覧」を押下

はじめに
概要について
知りたい方はここをクリック

導入・運用
導入・運用について
知りたい方はここをクリック

手続書・マニュアル
手続書・マニュアルについて
知りたい方はここをクリック

利用申請について
利用申請について
知りたい方はここをクリック

補助金について
補助金について
知りたい方はここをクリック

お知らせ
お知らせについて
知りたい方はここをクリック

よくある質問
FAQについて
知りたい方はここをクリック

各種申請一覧
各種申請を行う方はここをクリック

お問い合わせ先
お問い合わせ先について
知りたい方はここをクリック

「オンライン資格確認の申請はこちら」を押下

KB0011373

【訪問看護】オンライン資格確認・オンライン請求の各種申請について

▲更新者：一般職員11・前 4 か月前・表示回数：80584・★★★★☆

・オンライン資格確認に関する各種申請を実施していただくには下記ボタンをクリックしてください。

オンライン資格確認の申請はこちら

・オンライン請求に関する各種申請を実施していただくには下記ボタンをクリックしてください。

オンライン請求の申請はこちら

「運用開始日登録」を押下

オンライン資格確認
オンライン資格確認に関する情報について確認いただけます

利用開始・変更申請 こちらからオンライン資格確認の利用申請を実施いただけます。 詳細を表示	マイアカウント情報ダウンロード こちらからオンライン資格確認のマスターアカウント情報ダウンロードいただけます。 詳細を表示	運用開始日登録 こちらからオンライン資格確認の運用開始日を登録いただけます。 詳細を表示
電子証明書発行申請 こちらから電子証明書発行の個別申請・申請照会を実施いただけます。 詳細を表示	補助金申請 こちらからオンライン資格確認の補助金を申請いただけます。 詳細を表示	交付決定通知書ダウンロード こちらからオンライン資格確認の交付決定通知書がダウンロードいただけます。 詳細を表示
経過措置申請 こちらからオンライン請求及びオンライン資格確認導入の猶予届出を申請いただけます。 詳細を表示		

バナーを押下

「運用開始日入力欄」を入力し、送信

「オンライン資格確認の運用開始日」の登録手順

①下記のバナーをクリックしログイン（ログイン済の方は「運用開始日登録」へ）

オンライン資格確認の導入準備が完了した方は
「運用開始日入力」が必要です
運用開始日入力はこちらから

ポータルサイト

ホーム > 業務 > オンライン資格確認 > 運用開始日登録

運用開始日登録

こちらからオンライン資格確認の運用開始日を登録いただけます。

* 必須

利用状況

ステータス
利用可

運用開始日入力欄

* 運用開始日
オンライン資格確認の運用開始日（又は運用開始予定日）を選択（入力）してください。 *

YYYY-MM-DD

送信

- **導入済施設の事例のご紹介**



導入支援事業者やシステムベンダと積極的にコミュニケーションをとり、スムーズに導入！ 自動化により、レセプト作成の効率化やミスの軽減！

【医療機関名】 訪問看護ステーションきなり
【所長】 畑中 勇二
【所在地】 〒896-0002 鹿児島県いちき串木野市春日町 1 5 9
【Webサイト】 <https://sites.google.com/view/kinarihoukan/home>



導入にあたってのポイント

1. 導入支援事業者やシステムベンダに相談をすれば 導入はスムーズ！

- オンライン資格確認・オンライン請求の導入をするにあたって、**まずは当初からお世話になっているシステムベンダに相談**をしました。
- その後、導入支援事業者をご紹介いただき、導入支援事業者やシステムベンダと連携して導入の対応を進めていきました。
- 分からない部分があれば導入支援事業者やシステムベンダに確認するなどして進め、**特に大変なことがなく、スムーズに導入できました。**

2. 導入までには2～3ヶ月

- 2月頃にベンダに連絡をして、約3ヶ月後の5月に導入が完了しました。



導入に困っている方も、導入支援事業者やシステムベンダに相談すれば、お任せしながら進められると思います。



導入して感じたメリット

1. 自動化により転記ミスの削減・作業効率化

- これまで保険証の写真をコピーし、その内容を基にレセプト作成用ソフトに転記作業を進めていました。人が目視で確認して、手入力するという作業のため、どうしても転記の際に打ち間違いなどのミスが発生することもあります。オンライン資格確認・オンライン請求の導入により、**転記作業が自動化され、ミスが削減されると期待**しています。
- また、ミスが無いように何度も記入内容の確認が必要でしたが、オンライン資格確認で取り込んだ内容について自動連携となるため、そこについての**確認時間は削減できている**と思います。

2. 薬剤情報が確認できる

- **過去の薬剤情報が確認できる**ことにもメリットを感じています。レセプトをもとにしているため、月遅れの情報であることに留意する必要がありますが、履歴として確認できることはありがたいです。

現場での健康保険証確認の手間削減！

利用者の診療情報や薬剤情報を取得・活用して訪問看護の実施に関する計画的な管理を実施！

【医療機関名】 公立丹南病院訪問看護ステーション
【管理者】 竹内 由紀子
【所在地】 〒916-8515 福井県鯖江市三六町1-2-3 1
【Webサイト】 <https://www.tannanhp-jadecom.jp/>



導入にあたってのポイント

1. システムベンダにすべてお任せ

- 昨年の秋のタイミングで、もともと介護保険のシステムで契約をしていたシステムベンダに相談をしました。
- 実際の環境整備は今年の4月から開始し、そのあとはすべてシステムベンダにお任せして6月には導入完了しました。
- 導入支援事業者にも入っていただいていたのですが、導入支援事業者とのやり取りもすべてシステムベンダにご対応いただきました。



システムベンダによってサービス内容は異なると思いますが、まずはシステムベンダに相談することも導入への一つの方法だと思います。



導入して感じたメリット

1. 現場での保険証確認の確認の手間が削減

- 医療保険を利用している約8割の方が、マイナ保険証での資格確認の運用となっております。
- いままで毎回健康保険証を提示いただく必要がありましたが、オンライン資格確認では、継続的に訪問看護を行っている間、最新の資格情報を訪問看護ステーション側で確認できるため、訪問先で健康保険証を提示いただく手間がなくなりました。

2. 他の医療機関で処方されたお薬情報が確認できる

- 利用者は高齢の方が多く、今どの薬を飲んでいるのか把握できていない方もいらっしゃいます。
- オンライン資格確認では、他の医療機関で処方されたお薬情報も確認できるため、訪問前に状況を確認するようにしています。

オンライン請求による、レセプト発送作業の時間短縮！事前にエラー検知！ オンライン資格確認により、最新の資格情報を必要なタイミングで確認可能！

【医療機関名】 訪問看護ステーションティスマイト
【社長】 高垣 陽一
【所在地】 〒537-0003 大阪府大阪市東成区神路一丁目6番18号濱上ビル601
【Webサイト】 <https://www.aicivil.com/>

ティスマイト 



導入にあたってのポイント

1. 自力での導入対応

- 昨年の早い段階から準備を始めたため、導入支援事業者には頼らず、**自力で対応を進めました。**
- ネットワークに関する専門的な用語などが多く、情報収集には苦戦しましたが、**申請手続きなどは手順書を見ながら進めれば特に時間はかかりませんでした。**
- 社内にたまたまパソコンに詳しい人がいたため対応できましたが、普段からパソコンに慣れていない人には難しかったです。



自力での導入もできましたが、周りにパソコンに詳しい方がいない場合には導入支援事業者への相談したほうが良いかもしれません。



導入して感じたメリット

1. レセプトの発送作業にかかる時間が短縮

- いままでには発送作業に時間がかかり、また、発送してから届くまでにも時間がかかっていました。
- オンライン請求ではすぐにデータが送信されるため、**締め切りに焦ることなく余裕をもって対応できるようになりました。**

2. 作業ミスも事前に気づくことができる

- 作成したレセプトの内容に不備があった場合も、送信するタイミングでエラーが出るため、**レセプトの返戻になる前に気づくことができました。**

3. 最新の資格情報を必要なタイミングで確認可能！

- 利用者の中には、保険証を毎月提示することを嫌がる方もいます。また、資格情報に変更があっても利用者からの申告がないと気づくことができません。
- オンライン資格確認では、初回にマイナ保険証で資格情報を確認できれば、**継続的に訪問看護を行っている間、最新の資格情報がいつでも必要なタイミングで確認できる**ため助かっています。

- **訪問看護ステーションにおけるポスター・リーフレット等について**

訪問看護ステーションにおけるポスター・リーフレット等について

厚生労働省ホームページより、マイナ保険証利用促進のための利用者向け周知広報物（ポスター・リーフレット）をダウンロードいただけます。ぜひ利用者宅等での周知にご活用ください。

施設掲載用ポスター

とっても簡単! マイナンバーカード
訪問看護版

1 同意の確認
診療・服薬・健診情報の利用について確認してください。

2 本人確認
4ケタの暗証番号を入力してください。

3 資格確認
マイナンバーカードを読み取らせてください。

4 確認完了
カードをご利用ください

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

厚生労働省 日本看護協会 日本訪問看護財団 全国訪問看護事業協会

患者配布用リーフレット（概要版）

△ご注意ください! (令和6年9月時点)
令和6年12月2日から
現行の保険証は
発行されなくなります
※令和6年12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です

訪問看護を利用する際は
とってもカンタン!
マイナンバーカード
をご利用ください

1 同意の確認
診療・服薬・健診情報の利用について確認してください。

2 本人確認
4ケタの暗証番号を入力してください。

3 資格確認
マイナンバーカードを読み取らせてください。

4 確認完了
カードをご利用ください

保険証として利用する（マイナ保険証）は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1 マイナンバーカードを
保険証として登録

■利用登録の方法
① 「マイナポータル」から行う
※職員端末でも登録可能です。
登録後、必ずログアウトしてください
② 医療機関・薬局の受付
（カードリーダー）で行う
③ セブン銀行ATMから行う

カードを使うメリット
れるようになるため、身体の状態や他の病気を推測し
もらうこともできます。事故や災害時にも、お薬情報
見える支払を免除
費制度における限度額を超える支払が免除されます。

お知らせ
元にある有効な保険証は、12月2日以降、
で)使用可能です。
保険証を保有していない方には、お手元にある
保険証が使えなくなる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、
引き続き、医療機関・薬局・訪問看護ステーション等を受診することができます。
● マイナ保険証をお使いの場合は、マイナンバーカードの券面にある電子証明書
の有効期限をご確認の上、期限切れにご注意下さい。
※券面に記載がない場合は、発行から5回目の誕生日までです。
マイナポータルでも確認できます。

0120-95-0178
マイナンバーカードの登録手続きについて
もっと知りたい方は
こちら

厚生労働省

患者配布用リーフレット（保険証登録の方法）

健康保険証として
マイナンバーカード
をご利用ください

マイナンバーカードの健康保険証等利用の申込みがお済みでない方は、
お手持ちのスマートフォンから以下の手順でお申し込みください
※職員端末でもご利用いただけます。ログアウトを忘れずにお願いします。

STEP1 必要なものを準備する

- 申込者本人のマイナンバーカード
- 「マイナポータル」のインストール

STEP2 マイナポータルアプリを起動しログイン

- 4桁の暗証番号の入力
- マイナンバーカードの読み取り

STEP3 健康保険証の利用登録

完了!

- 画面の通り進め、「マイナンバーカードを健康保険証として登録する」にチェックを入れ、登録を押す
- 健康保険証としてご利用いただけます

令和6年12月2日から現行の健康保険証は発行されなくなります
※令和6年12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認いただけます。
詳しくは **マイナンバーカード 保険証利用**

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/content/1240000/001262396.pdf>

このポスターは「訪問看護医療DX情報活用加算」の提示する施設基準を満たします。



<https://www.mhlw.go.jp/content/1240000/001305315.pdf>



<https://www.mhlw.go.jp/content/1240000/001305299.pdf>



- ホームページ・問い合わせ先のご案内



ホームページのご案内

医療機関等向け総合ポータルサイトでは訪問看護(医療保険分)におけるオンライン資格確認、診療報酬情報提供サービスでは訪問看護レセプト(医療保険請求分)におけるオンライン請求に関する最新情報を発信しています。定期的に下記2つのホームページへアクセスいただきますよう、よろしくお願いいたします。

医療機関等向け総合ポータルサイト

このサイトは、オンライン資格確認システムや電子処方箋管理サービス、電子カルテ情報共有サービスに係るお知らせや、各種手続(利用申請・補助金申請等)を行うための総合ポータルサイトです。



- 新規ユーザー登録はこちら
初めてご利用になれる方はこちらから
- ログインはこちら
すでにアカウントをお持ちの方はこちらから
- 医療機関等を新設・廃止・コード変更される方はこちら
- お知らせ
- よくある質問
- お問い合わせ先
- オンライン資格確認
オンライン請求
- 電子処方箋管理サービス
- 電子カルテ情報共有サービス

医療機関等向け総合ポータルサイト



<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>

診療報酬情報提供サービス

-- Various Information of Medical Fee --

トップページ 診療報酬改定 NEW 基本マスター関連 レセプト電算処理関連 薬剤分類情報閲覧システム その他

訪問看護レセプト(医療保険請求分)の電子化に関する情報

訪問看護ステーションにおけるオンライン請求(医療保険分)とオンライン資格確認は、令和6年6月(オンライン請求は令和6年7月請求分)から開始となり、令和6年12月2日(オンライン請求は令和6年12月請求分)から義務化となります。

本ページにおいては、訪問看護(医療保険分)のオンライン請求に関する内容について主にシステムベンダ向けに整理した資料を掲載しています。

なお、訪問看護におけるオンライン資格確認・オンライン請求に関する最新の情報については、医療機関等向け総合ポータルサイトに掲載しておりますので、適宜、ご確認ください。

1 記録条件仕様(訪問看護)

記録条件仕様とは、電子レセプトの規格や授受方法、また、記録する項目内容、記録順序、長さ、属性といったファイルの構成を定めたものです。

2 標準仕様(訪問看護)

標準仕様とは、訪問看護レセプトコンピュータによって電子レセプトを作成する際のエラーチェック等の仕様に一定の基準を定めたものです。

診療報酬情報提供サービス



https://shinryohoshu.mhlw.go.jp/shinryohoshu/html/rece_nursing_menu.jsp

問い合わせ先のご案内

ご不明な点がございましたら、以下のサポートデスクにお問い合わせをお願いします。お問い合わせ先は、**オンライン資格確認**と**オンライン請求**で異なりますので、ご注意ください。自施設に適した必要な機器や具体的な導入のスケジュール調整などは**導入支援事業者等**へご相談ください。

コールセンター

オンライン資格確認等

(医療保険分) オンライン資格確認の 概要・各種届出書類
導入・準備に係る対応 (例:モバイル端末等)
運用テストに係る対応や スケジュールの詳細
費用補助 (金額や手続き等)
オンライン資格確認/オン ライン請求の兼用端末
電子証明書に係る対応

電話



- **営業時間:** 平日8:00~18:00 土曜日8:00~16:00 (いずれも祝日を除く)

- **電話番号:** 0800-080-4583 (通話無料)
※問い合わせの際には、はじめに訪問看護ステーションコード、訪問看護ステーション名をお伝えいただきますようご協力をお願いいたします。

問い合わせフォーム



- **操作手順**
返信用の連絡先と問い合わせ内容を入力し送信することで、担当者から回答があります。
※回答までに日数を要する場合があります。



アクセスは[こちら](#)

サポートデスク

オンライン請求

訪問看護レセプト (医療保 険請求分) のオンライン請 求の概要・各種届出書類
オンライン請求システムの操 作、オンライン請求用端末の 設定
ネットワーク回線

メール



- **メールアドレス:** houkan-seikyu-support@qunie.com
※問い合わせの際には、はじめに訪問看護ステーションの所在都道府県名、訪問看護ステーションコード、訪問看護ステーション名を記載いただきますようご協力をお願いいたします。

電話



- **営業時間:** 平日8:00~21:00 休日 (土曜日、日曜日及び祝日) を含む
(8日から10日は8時から24時、13日から月末は9時から17時 いずれも休日 (土曜日、日曜日及び祝日) を含む)
- **電話番号:** 0120-60-7210 (通話無料)

電話



- **営業時間:** 平日9:00~17:00 休日 (土曜日、日曜日及び祝日) を含む
(5日から7日は8時から21時、8日から10日は8時から24時 いずれも休日 (土曜日、日曜日及び祝日) を含む)
- **電話番号:** 0120-220-571 (通話無料)

問い合わせ先のご案内

訪問看護ステーションにおけるオンライン資格確認及びオンライン請求の導入に当たっては、まず①オンライン資格確認の導入支援事業者及び②現在契約しているレセプトコンピュータ事業者にご相談ください。

#	導入支援事業者名	商品紹介URL等	対象エリア	導入までにかかる期間	問い合わせ先
1	菱洋エレクトロ 株式会社	https://ryoyo-embedded-solutions.jp/onlineshikaku/	全国（離島、山岳地区 は別途ご相談）	約2か月	○電話番号：050-1706-2965 受付時間：平日9:00～17:00（年末年始を除きます） ○お問い合わせフォーム： こちらをクリック
2	リコージャパン 株式会社	https://www.ricoh.co.jp/products/list/ricoh-online-eligibility-verification-system/visiting-nursing	全国（離島、山岳地区 は別途ご相談）	約2か月	○電話番号：0120-892-111 受付時間：平日9:00～17:00（年末年始を除きます） ※下記の「お問い合わせフォーム」でご連絡いただきますと、後のご連絡がスムーズです。 ○お問い合わせフォーム： こちらをクリック
3	株式会社 NTTデータ中国	https://www.healthcare-on-demand.jp/onshi/houkan.html	全国（離島、山岳地区 は別途ご相談）	約2か月	○電話番号：082-567-4810 受付時間：平日9:00～17:00（年末年始を除きます） ○メール： houkan@its-center.net
4	NTT東日本 （東日本電信電話株 式会社）	https://business.ntt-east.co.jp/content/online-shikakukakunin/hokan.html	NTT東日本エリア	約2か月	○電話番号：0120-087-033 受付時間：平日9:00～17:00（年末年始を除きます） ○お問い合わせフォーム： こちらをクリック
5	NTT西日本 （西日本電信電話株 式会社）	https://www.ntt-west.co.jp/smb/online-shikaku/houmonkango/	NTT西日本が提供する フレッツ光サービスの 提供エリア	約3～4か月	○電話番号：0120-087-033 受付時間：平日9:00～17:00（年末年始を除きます） ○お問い合わせフォーム： こちらをクリック
6	株式会社 C・S・R	https://csresolution.jp/wp-content/themes/csr/images/business/nurse-online-license.pdf	全国（沖縄県・離島・ 山岳地区は別途ご相 談）	約2か月	○電話番号：03-6907-3017 受付時間：平日9:00～18:00（年末年始を除きます） ○メール： onshi@csresolution.jp

※ 導入支援事業者においては、オンライン資格確認を導入するためのパッケージ商品（オンライン資格確認のために必要な資格確認端末の搬入・設定、必要なネットワークの敷設等の必要な対応を一括で支援・提供するサービス）の販売しています。

※ 導入にかかる期間は契約内容や訪問看護ステーションの環境によって異なります。

よくある質問

Question

Q1.利用者がマイナンバーカードを保有していない場合はどうすればいいですか？

A.マイナンバーカードを保有していない場合は、現行の健康保険証または資格確認書※（令和6年12月2日の健康保険証新規発行終了以降）により資格確認を行うこととなります。

※ 資格確認書は、マイナ保険証を保有していない方全てに対して、当分の間、申請によらず交付する予定です。

Q2.マイナンバーカードを読み取れない場合や利用者が4桁の暗証番号を忘れた場合はどうすればいいですか？

A.何らかの事情によりマイナンバーカードが読み取れない等の場合は、

① 現行の健康保険証または資格確認書

② マイナンバーカードと資格情報のお知らせ※

※ 今後保険者から加入者に通知するものとして検討

③ マイナンバーカードとマイナポータルの資格情報画面（ダウンロードしたものを含む）

の確認による対応が可能です。

なお、初回のみ4桁の暗証番号による本人確認を行うこととしていますが、今後、マイナンバーカードの写真と利用者が一致することを目視で本人確認し、モバイル端末等でマイナンバーカードを読み取ることができるアプリを追加する予定です（令和6年10月に実装の予定）。

Q3.薬剤情報等の提供の同意を取得できなかった場合はどうなりますか。

A.薬剤情報等の医療情報については、マイナンバーカードを利用した本人確認を行った上で、利用者から同意を得た場合に提供されます。マイナンバーカードによる本人確認または利用者の同意がなかった場合は、提供されません。

Question

Q4.訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求開始前でも、訪問看護（医療保険分）のオンライン資格確認を始めることはできますか？

A. オンライン資格確認に必要な機器等を導入することで、オンライン資格確認を始めることが可能です。また、オンライン資格確認用として導入した機器等の一部は、オンライン請求との兼用が可能です。

Q5.訪問看護（医療保険分）のオンライン資格確認及び訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求にて利用するネットワーク回線の安全性は担保されていますか？

A. 訪問看護（医療保険分）のオンライン資格確認及び訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求で使用する回線は、訪問看護ステーションとオンライン資格確認等システムや審査支払機関のオンライン請求システムをつなぐ安全性の高い回線です。外部のインターネットからは分離されており、あらかじめ許可された訪問看護ステーション以外はオンライン資格確認等システム等にアクセスできません。

Q6.当日、看護師が直帰する場合は資格情報のレセプトコンピュータ等へのデータの取り込みをどのように行えばよいですか？

A. 継続的な関係のもと訪問看護が行われている間であれば、資格情報等の閲覧・取り込みが可能です。直帰した場合は、後日、訪問看護ステーション側で資格情報をレセプトコンピュータ等への取り込みしていただければ問題ございません。

<参考>用語集（1/2）

用語	内容
マイナンバーカード	氏名、住所、生年月日、個人番号、その者の写真、その他その者を識別する事項のうち政令で定める事項が記載されたカードのこと。ICチップにJPKI認証局が発行する署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書が格納される。
オンライン資格確認等システム	支払基金・国保中央会が管理しているシステムで、保険医療機関・保険薬局・訪問看護ステーションや医療保険者等を、全国規模のネットワーク回線で結び、ネットワーク回線で結ばれた医療機関等からの照会を受けて、利用者の保険資格情報等を提供するもの。
モバイル端末等	利用者宅にて訪問時にオンライン資格確認等を行うためのスマートフォン・タブレット・ノートPC等の端末のこと。
訪問看護レセプト（医療保険分）	訪問看護ステーションが保険者等に訪問看護療養費を請求する際に使用する明細書のこと。
訪問看護ステーション	健康保険法第八十九条記載の通り、厚生労働省令で定めるところにより、訪問看護事業を行う者の申請により、訪問看護事業を行う事業所として定義され、「訪問看護ステーション」と表現されるもの。
オンライン請求システム	訪問看護ステーション・保険医療機関・保険薬局や医療保険者等を、全国規模のネットワーク回線で結び、レセプト電算処理システムにおける診療報酬等の請求データ（レセプトデータ）をオンラインで受け渡す仕組みを整備したシステムのこと。
ネットワーク回線	コンピュータ等同士を接続するための回線のこと。本資料では主に、医科等レセプトのオンライン請求で使用されている、インターネットから分離された安全性の高いネットワークを指し、訪問看護レセプト（医療保険請求分）のオンライン請求においても使用されるもの。
支払基金	「社会保険診療報酬支払基金」の略称である。 国保中央会と共にオンライン資格確認等システム、オンライン請求システムの運用主体となる団体のこと。
国保中央会	「国民健康保険中央会」の略称である。 支払基金と共にオンライン資格確認等システム、オンライン請求システムの運用主体となる団体のこと。

<参考>用語集（2/2）

用語	内容
オンライン資格確認/ オンライン請求用端末	訪問看護ステーションにおいてオンライン資格確認を導入する際に必要な資格確認端末である。訪問看護レセプト（医療保険分）のオンライン請求に係る端末と兼用が可能である。
資格確認端末	本資料においては、「オンライン資格確認/オンライン請求用端末」と同義である。
IP-VPN/ IPsec+IKE	IP-VPN接続は閉域ネットワークで、インターネットを経由しない方式を指す。 IPsec+IKEを用いたインターネット接続は、オープンなインターネット環境の中、通信経路を暗号化して送信することにより、IP-VPN接続と同等のセキュリティを確保したもの。
審査支払機関	診療報酬の「審査」及び「支払」について、医療保険者等の委託を受けて実施する機関（社会保険診療報酬支払基金と47の国民健康保険団体連合会の総称）のこと。
レセプト作成用ソフト	本資料においては、医療保険請求・介護保険請求問わず、訪問看護レセプトの請求に利用することのできる既製のソフトウェアのこと。
レセプトコンピュータ (レセコン)	訪問看護療養費レセプト（医療保険分）を作成する際に利用する端末のこと。
レセプト作成用端末	本資料においては、「レセプトコンピュータ（レセコン）」と同義である。
レセプト作成用端末・ ソフトベンダ	オンライン請求に係るレセプト作成用ソフト改修・接続試験・適用、オンライン資格確認に係るレセプト作成用ソフト改修・接続テスト・適用に係るサービスを行っているベンダとなる。
導入支援事業者	オンライン資格確認・オンライン請求を導入するために必要な資格確認端末の搬入・設定、必要なネットワークの敷設等の必要な対応を一括で支援・提供するサービスを行っている事業者。